

龜山市告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、「関係図面」は、龜山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成27年5月8日

龜山市長 櫻井義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 31005
- 3 路線名 木下3号線

供用開始の区間	供用開始の期日
木下町字西臺732番地先から木下町字西臺740番地先まで	平成27年5月8日